

江戸川区議会委員会条例の一部を改正する条例

江戸川区議会委員会条例（昭和三十一年九月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「、広報文化部」を削り、同項第二号中「環境区民委員会」を「生活振興環境委員会」に改め、同条第二項中「前項第一号、第二号及び第三号は十人とし、第四号及び第五号は九人」を「前項第一号は十人とし、第二号から第五号までは九人」に改める。

第三条の二第二項中「十六人」を「十五人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区組織条例の一部を改正する条例（平成十五年三月江戸川区条例第三号）の施行に伴い、総務委員会の所管を改めるほか、環境区民委員会の名称を改めるとともに、江戸川区議会議員定数条例の一部を改正する条例（平成十四年十月江戸川区条例第二十九号）の施行に伴い、常任委員会及び議会運営委員会の委員の定数を改める必要があるので、本案を提出いたします。